

理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

(目的)

第1条 この基準は、定款の規定に基づき理事及び監事並びに評議員に対する報酬の支給の基準について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この基準において常勤とは、1週5日1年260日以上業務に従事するものをいう。

(基準の範囲)

第3条 この基準における報酬には、施設長理事の給与等は含まない。

(報酬の額の算定方法)

第4条 報酬の額の算定方法は、理事会において決定する。

2 算定方法は、別紙に記載のとおりである。

3 前項の方法により算定した報酬、基準業務、その他の関連事項は、次のとおりである。

(1) 理事長報酬等

(単位:円)

形態	総額	基準年額	基準月額	予備費	基準業務	業務執行理事
常勤	6,000,000	5,880,000	490,000	120,000	1日8時間1週40時間	業務執行理事は置かない
	5,250,000	5,040,000	420,000	210,000	1日7時間1週35時間	非常勤業務執行理事を置く
	4,500,000	4,320,000	360,000	180,000	1日6時間1週30時間	常勤業務執行理事を置く

(2) 業務執行理事報酬等

(単位:円)

形態	総額	基準年額	基準月額	予備費	基準業務	備考
常勤	2,800,000	2,640,000	220,000	160,000	1日4時間1週20時間	業務執行理事を置く置かないは理事会の決議による
非常勤	1,560,000	1,440,000	120,000	120,000	1日4時間1月40時間	

(3) 非常勤の理事、監事、評議員の報酬等

(単位:円)

区分	総額	基準年額	予備費	基準業務	個別業務回数	一回当報酬額	備考
理事 3名	400,000	315,000	85,000	1回3時間	7	15,000	業務執行理事を置く
理事 4名	500,000	420,000	80,000	1回3時間	7	15,000	業務執行理事を置かない
監事 2名	320,000	240,000	80,000	1回3時間	8	15,000	
評議員 4名	240,000	180,000	60,000	1回3時間	3	15,000	29.4~32.3 特例期間
評議員 7名	400,000	315,000	85,000	1回3時間	3	15,000	32.4~以降

(4) 総額は、基準年額と予備費の合計額である。

(5) 基準年額は、基準月額のある役員の基本報酬である。また、非常勤の理事、監事、評議員の基準年額は、人数・個別業務回数がともに最多である場合の区分ごと算定額である。

(6) 予備費は、基準業務を超えて業務に従事した場合に支給する加算額の区分毎の見込額であるとともに総額をきりのよい額にするための調整額でもある。

(退職慰労金)

第5条 役員及び評議員が1任期以上勤め退職した場合は、任期継続期間の1年当り3,000円の退職慰労金を支給することができるものとする。

2 前項の規定は、現に役員・評議員である者の当初就任年月日に遡及して適用するものとする。

(年次有給休暇)

第6条 常勤役員及び非常勤の業務執行理事である役員は、労働基準法の定める年次有給休暇を取得することができる。

(休日の振替)

第7条 法人業務において、固定的な休日を設定している役員は、業務に支障がない場合には休日を振替えることができる。

(報酬額の支給)

第8条 基準月額が定められた役員に対する報酬は、法人の給与規程第4条銀行口座振込及び控除、第5条計算期間及び支給日、第6条給与計算、の各規定に基づく算定額を支給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該役員に対する割増額及び減額は、固定的休日に1時間以上業務に従事した場合、基準業務時間外に1時間以上業務に従事した場合、また、1時間以上の欠勤があった場合に計上するものとする。

3 非常勤の理事、監事、評議員に対する報酬は、業務に従事した都度、1回当り報酬額を現金で支給するものとする。ただし、基準業務時間を超え1時間以上業務に従事した場合は、1回当り2,000円を加算して支給することができるものとする。

4 割増額及び加算額は、予備費の範囲内において支給することができるものとする。

(基準の成立)

第9条 この基準は、評議員会の決議により成立する。

(基準の公表)

第10条 この基準は、公表するものとする。

(基準の改廃)

第11条 この基準の改廃は、評議員会の決議により行う。

(実施規定)

第12条 この基準の実施に関し、必要な事項は、理事会が別に定めるものとする。

附則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

第1次改正 平成30年4月1日